

1. 小型船舶の利用振興に向けた総合政策

小型船舶の利用振興を図るために、利用拠点の拡大等により地域活性化を図ると共にマリンレジャーの魅力を向上させること、マナー向上や安全確保などを通じて地域社会と調和したレジャーとしての定着を図ること、循環型社会の形成や環境保全などの社会的要請に応えていくことなど、小型船舶の適正な利用の基盤を整備していくことが不可欠であり、海事局としては、以下の施策を推進している。

(1) マリンレジャーの利用振興のための施策

① 「海の駅」における活動の活性化

マリンレジャーの魅力を向上させていくためには、利用のための身近な拠点を整備することが必要である。誰でも、気軽に、安心して、楽しめる施設として「海の駅」は、陸と海とをつなぐ接点としての機能に加え、マリンレジャーを体験するために必要な情報、施設、機材を保有しており、マリンレジャー振興の「核」となる存在であり、海事局として「海の駅」の設置を推進している。2002年に最初の「海の駅」が登録されて以降2014年6月末時点において、全国に151駅が登録（2013-2014年度（6月末時点）は9箇所）されおり、「海の駅」では、訪れた人が楽しめるよう、レンタルボートを利用したクルージングや海産物の販売、漁業体験等、地域の特性を活かした様々な取り組みが進められている。また、「海の駅」の設置拡大と並行して、その魅力の増大、取り組みの活性化、認知度の向上、防災・救難拠点としての活用など、地域と連携した活動が行われている。



プレジャーボートクルージング



よこはま・かなざわ海の駅

② マリンレジャーの魅力の発信の強化

海に親しむ環境の減少や少子化の進行などにより、長期にわたりプレジャーボートの保有隻数は減少してきたが、近年は小型船舶操縦者免許新規取得者数が増加するなど、マリンレジャーへの関心が徐々に盛り返している。このような状況の下、海事局では、海を身近に感じられる社会の実現を目指し、マリン関連15団体からなる「UMI協議

会」と連携し、マリンレジャー総合ポータルサイト「UMIちゃんねる（<http://www.uminiikou.com>）」により国民にマリンレジャーに関する情報を発信するとともに、マリンレジャー未経験の社会人・学生から結成された「海なでしこ」によりマリンレジャーの魅力を伝えるなどの取り組みを推進している。



海なでしこによる水上オートバイツーリング



ボートショーへの出展

（2）小型船舶の利用環境の整備のための施策

①水上オートバイの利用適正化

水上オートバイは幅広い年齢層において様々な用途で利用されている一方で、操船時の遵守事項や利用水域の航行ルールなどの安全知識の欠如等による事故及び海水浴客との接触事故や騒音問題等利用者以外に及ぶ問題が発生している。その結果、水上オートバイの利用を規制する動きも生じており、将来的に利用ゲレンデの減少、これによる不適切な場所での水上オートバイの利用増加等の悪循環につながることが懸念される。

このような状況を踏まえ、海事局では2014年3月に水上オートバイの安全・安心な利用促進を図ることを目的とし、「水上オートバイ利用適正化推進検討委員会」を立ち上げ、検討を開始した。

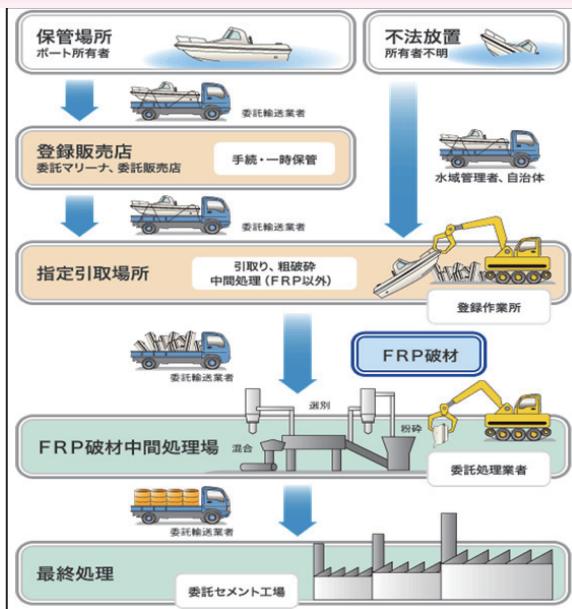
②プレジャーボートの放置艇対策

各地の港湾・河川・漁港にある放置艇は、船舶の航行障害や景観の悪化などの原因となっていることから、国土交通省及び水産庁は連携して1996年度より定期的に全国実態調査を実施し、放置艇問題の現状を把握しつつ放置艇の減少に努めてきた。これまでの各種対策の実施により徐々に放置艇は減少してきているものの、プレジャーボートのおよそ半分が未だ放置艇となっており、更なる対策の推進が必要となっている。そのため、放置艇対策を更に加速し、実効的かつ抜本的な問題の解消を図るために、国交省及び水産庁は、水域の利用環境改善や地域振興を目的とした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を2013年5月22日に公表し、地方自治体及び関係者に周知を図っている。

また、プレジャーボートの主たる材質であるFRP（繊維強化プラスチック）は、廃棄処理の困難性に加え、所定の処理ルートが存在しなかつたことも、ユーザーによる適正処理が進まず、結果として不法投棄や沈廃船化を招く要因の一つとなっていた。

このような状況を踏まえ、海事局は、ユーザーによる適正処理を促進するため、廃船処理技術の確立と、処理ルートの構築に向けた取り組みを行った結果、(一社)日本マリン事業協会が主体となり、2008年度より「FRP船リサイクルシステム」の本格運用が全国で開始されている。

図表II-5-1 FRP船リサイクルのフロー図



出典：(一社)日本マリン事業協会

③ミニボートの安全対策

近年、急速に普及しているミニボート（長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査及び免許が不要なボート）の安全な利用を推進するため、有識者及びマリン関係者により構成される委員会を設置し、調査・分析を行い、安全管理指針を策定し、平成23年度に「ユーザー向け安全マニュアル（ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備）」及び同マニュアルの内容を踏まえた安全啓発DVDを作成しており、これらを活用した安全講習会の開催などを通じ、ユーザーへの周知・啓発を図っているところである。

図表II-5-2 ユーザー向け安全マニュアル

【マニュアル概要】

- ・ミニボートの海難
- ・ミニボートの安全常識
- ・乗船中の注意事項
- ・落水時、転覆時の対処法
- ・船外機に関する注意
- ・関連情報入手先
- ・管理型揚降場所リスト
- ・技術基準適合標示について
- ・海上・水上の交通ルール、マナー



【掲載場所】

マニュアル（国土交通省 HP）

<http://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/>

DVD (You Tube)

<http://www.youtube.com/user/Syuteishitsu?feature=watch>

(3) プレジャー艇保険の加入促進

プレジャー艇による人身事故や物損等のトラブルに対処するため、海事局はプレジャー艇保険の加入促進に係わるパンフレットを作成し、小型船舶に関する安全キャンペーンや日本小型船舶検査機構による検査を受ける機会に配布しており、プレジャー艇保険の加入促進に向けた周知を図っている。

(4) 小型船舶の免許制度の周知・啓発

プレジャー艇や水上オートバイ等の船長（小型船舶操縦者）に対して、小型船舶の安全で健全な利用の促進を図るために遵守事項が定められている。

図表II-5-3 小型船の遵守事項

■ 酒酔い等操縦の禁止 ■ 危険操縦の禁止 ■ 免許者の自己操縦 ■ ライフジャケットの着用



- その他の遵守事項
- 適切な見張りの実施



- 発航前点検の実施



- 事故時の人命救助



海難事故では、小型船舶が依然として多く、遵守事項を守ることで未然に防止できる海難事故もあるため、マリンレジャーが盛んになるシーズン中のビーチや湖川等において、地方運輸局の職員が、海上保安部や警察署等と合同でパトロール活動及び周知啓発活動を行っている。

なお、遵守事項に違反している場合には、行政処分が課せられる。

図表Ⅱ－5－4 小型船の遵守事項違反点数等

●遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い操縦、危険操縦 自己操縦義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用	2点	5点

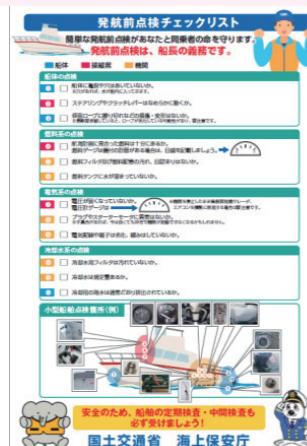
●行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点以上
過去3年以内 の処分前歴※1	無	(処分の対象外)	業務停止1月	業務停止2月	
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※1 処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

特に発航前点検を適正に行うことにより防止できる海難が多いため、発航前点検を重点的に実施している。

図表Ⅱ－5－5 発航前点検ポスター等



(5) ライフジャケット着用率向上のための施策

小型船舶からの海中転落による海難事故防止策としてライフジャケットの着用は有効であることから、2003年6月に施行した船舶職員及び小型船舶操縦者法により、水上オートバイの乗船者、12歳未満の小児、連絡手段を有さずに一人で漁ろうに従事する者について、ライフジャケットの着用が義務化され、さらに、2008年4月からは一人で漁ろうに従事している者は連絡手段の有無にかかわらずライフジャケットの着用が義務化されている。また、これら以外の者についても、暴露甲板に乗船する場合はライフジャケット着用の努力義務が規定されている。

ライフジャケットの着用率向上を目的として、関係省庁・団体と連携し「小型船舶に対する安全確保対策」を実施するとともに、パンフレット等による周知啓蒙を行っている。

(6) 小型船舶の登録制度と適正なトン数の確保に向けた取り組み

小型船舶を航行の用に供するためには、「小型船舶の登録等に関する法律」に基づき小型船舶登録原簿に登録をしなければならないことになっている。また、登録事項である総トン数は、船舶の安全・環境をはじめ様々な法律の適用基準として用いられていることから、海事関係法令のコンプライアンスを確保するため、地方運輸局においては、特にヒトやモノの往来が活発化する夏期や年末年始に立入検査等を行うことにより、適正なトン数の確保に努めている。

(7) 小型船舶の検査制度の周知・啓蒙

プレジャーボートや小型漁船の海難事故は依然として多く、また、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶が毎年相当数に及ぶことが明らかになっており、船体・機関の整備不良から海上における人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、2014年4月23日から同年8月29日までの間、マリーナ、漁港等において、船舶検査制度の周知啓蒙を実施するとともに、海上保安部及び警察署と連携して、地方運輸局等の職員が船舶検査の受検状況について確認し、適切に受検していない船舶に対して船舶検査を受けるよう指導している。